岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和８年１０月２日

岬町長　田代堯

岬町条例第１１号

岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

岬町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成３年岬町条例第５号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（登録印鑑） 第３条　（略） ２　（略） ３　町長は、前項第１号及び第２号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。	（登録印鑑） 第３条　（略） ２　（略） ３　町長は、前項第１号及び第２号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。
（印鑑登録証明書の交付） 第15条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、被登録者が同項の申請を行うときは、印鑑登録証に代えて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的	（印鑑登録証明書の交付） 第15条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、被登録者が同項の申請を行うときは、印鑑登録証に代えて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的

個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ)を添えて、申請することができる。	個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書(以下この条において「個人番号カード等」という。)を添えて、申請することができる。
3　町長は、前2項の申請があった場合は、印鑑登録証又は個人番号カード及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、当該申請した者に印鑑登録証明書を交付するものとする。	3　町長は、前2項の申請があった場合は、印鑑登録証又は個人番号カード等及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、当該申請した者に印鑑登録証明書を交付するものとする。
4　前3項の規定にかかわらず、被登録者は、自ら多機能端末機(町の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機であって、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定める方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 ⑴　個人番号カードを使用する場合　多機能端末機に自ら個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入力する方法 ⑵　(略)	4　前3項の規定にかかわらず、被登録者は、自ら多機能端末機(町の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機であって、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定める方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 ⑴　個人番号カード等を使用する場合　多機能端末機に自ら個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入力する方法 ⑵　(略)

附　則

この条例は、公布の日から施行する。